

令和2年度第3回宮城県青少年問題協議会

日時：令和3年1月20日（水）
午前10時から正午まで
場所：宮城県自治会館206会議室

令和2年度第3回青少年問題協議会 会議録

日 時：令和3年1月20日（水）午前10時～正午

場 所：宮城県自治会館206会議室

出席者：伊勢みゆき委員，伊藤宣子委員，小関美江委員，佐々木友康委員，佐々木奈緒子委員，佐々木伸明委員，舘田あゆみ委員，梨本雄太郎委員，羽田さゆり委員，藤石伸子委員，藤田祐子委員，鈴木秀人委員（挨拶後退席），鈴木秀人委員代理（佐々木環境生活部次長），伊藤哲也委員代理（鎌田子ども・子育て支援専門監），伊東昭代委員代理（嘉藤参事兼生涯学習課長），千葉泰忍委員代理（手塚少年課長）

欠席委員：秋田敦子委員，小野寺滋実委員

関係課室：9課中9課出席

傍聴者：0人

1 開 会

司会：環境生活部共同参画社会推進課 百井副参事兼課長補佐（総括担当）

2 挨 拶

挨拶：鈴木秀人環境生活部長

3 委員委嘱・紹介

4 議 題

（1）会長の選出について

（2）みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次））について

（3）令和元年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況について

（4）その他

挨 拶

鈴木部長 本日お忙しい中、そして寒さ厳しい折、今回御出席いただきまして、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

そしてまた、青少年行政の推進につきまして、日頃から特段の御支援、御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

まずお話しなければいけないのが、新型コロナウイルスの関係でございます。県といたしましても最大限感染拡大防止に向けて、何とか力をつぎ込んで参りましたけれども、昨日になります。新感染者数が大台の3000人に乗ってしまいました。非常にスピードが速く、我々の対応が極めて厳しい状況になっておりまして、予断を許さないという状況になっております。

特に、第三波の特徴といたしましては、若者の20代、30代の感染者が多いということで、何とか県といたしましても、行動の変容を促していきたいというところでございますけれども、今後とも皆様の御協力、御理解を賜りながら、新型コロナウイルスの収束に向けて、努力し、力を尽くして参りたいというふうに考えているところでございます。

さて、この会議であります。前回は11月に開催させていただきました。その際には新計画の中間案をお示しさせていただきました。委員の皆様にも御審議いただきました。その後、県としての取り組みになります。県議会に報告いたしまして、11月から12月にかけてパブリックコメントを実施いたしました。そういった手続きを経まして、本日は3回目の協議会となりますけれども、前回の御意見等を踏まえ、最終案を作成いたしましたので、その内容につきまして御報告申し上げます。その上で御審議いただくということになってございます。

青少年に関するイベントでございますが、その中に成人式がございます。県内では、1月

10日に予定していた成人式を中止或いは延期した市町村もございました。また、昨年の話でありますけれども、2月3月の新型コロナウイルス感染拡大を受けまして、入学式の中止など子供、若者の節目となる行事が中止や延期になってございます。新型コロナウイルスが子供、若者にあたえている影響が今後どのような形で、表れるか非常に私どもも懸念しております。

そしてまた、子供、若者の健全な育成につきましては、児童虐待、ひきこもり、不登校、犯罪、非行など多岐に渡りまして、その問題も深刻かつ複雑に絡み合っていることから、総合的に対応していく必要があるというふうに考えております。

子供、若者にとって住みづらい世の中、社会であってはならず、これまで以上に各機関が相互に連携を図りながら、また子供、若者の視点に立った施策を実施していく、そういった必要があるというふうに考えてございます。

委員の皆様には、本日の議題に対しまして、どうか御忌憚のない御意見を頂戴しまして、この会議が活発な双方向の意見交換の場となることを御期待申し上げます。開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(1) 会長の改選について

司 会 続きまして、この度委員の改選がございましたので、委員の皆様の互選により会長の選出をお願いしたいと存じます。会長選出までの間、佐々木次長が進行役を務めさせていただきます。

佐々木次長 それでは、しばらくの間、進行させていただきます。

「(1) 会長の選任について」でございますが、会長については、宮城県青少年問題協議会条例第4条の規定により、委員の互選に基づき、知事が任命するとの規定になっております。委員の皆様からどなたか、会長として推薦する方がいらっしゃればお願いいたします。いかがでしょうか。

伊勢委員 事務局案はございますでしょうか。

佐々木次長 ただいま、伊勢委員のほうから事務局案についてのお声がございました。皆様、事務局案ということでよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

佐々木次長 それでは事務局案がございましたら、事務局からお願いいたします。

事務局 事務局案といたしまして、前回に引き続き梨本雄太郎委員に会長をお願いしたいと存じます。

佐々木次長 事務局から、会長に梨本雄太郎委員をとる案が出されましたが、皆様いかがでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

佐々木次長 ただ今、満場一致の拍手をもちまして、梨本雄太郎委員を会長に選出させていただければと思います。

皆様、御協力ありがとうございました。

司 会 それでは、会長に選出されました梨本委員におかれましては、会長席へ御移動願います。梨本会長から御挨拶を頂戴したいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

梨本会長 改めまして、皆様よろしくお願いいたします。

私の専門は社会教育や生涯学習です。宮城教育大学はご存じのとおり教員養成で、学校

教育に関する取組を行っていますが、私自身は社会教育ですので、学校以外でも子供も学ぶことができるし、学校を卒業した大人達も学び続けていける環境整備などをやるというのが本来の専門分野です。

この青少年問題協議会の委員は、何年か継続して務めさせていただいておりますが、来る度に思うのが、青少年問題は領域が広くて、なかなか自分の専門分野だけでは太刀打ちができないということです。

青少年の問題だけではなく、新型コロナウイルスの問題でもそうですが、現実というものは一つの分野、領域だけで完結しているものではなく、様々な問題が繋がっていますし、その問題についても違った考え方もあって、そういった様々な考え方を照らし合わせて、今一番良い形で問題解決をしていくことが大切なのかなと思っているところです。そのような意味で、青少年に関係のある県庁の様々な分野の職員の方もお集まりいただき、そして、我々のような民間で、様々な分野、領域に携わっている委員が意見を申し上げ、皆で力を合わせて子供達や若者達のために議論をするのがこの協議会です。会議の数は非常に少ないのですが、大事な役割だと思っております。ぜひ、密度の濃い議論をしたいと思っておりますので、皆様の御協力をよろしく願いいたします。

司 会 それではここからの議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じますが、宮城県青少年問題協議会条例第4条の規定より会長代理をあらかじめ会長が指名することとされておりますので、梨本会長から会長代理の御指名を頂戴したいと存じます。梨本会長どうぞよろしく願いいたします。

梨本会長 それでは、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
会長代理につきましては、先ほど御発言された環境生活部長の鈴木委員をお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

各 委 員 （異議なし）

(2) みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次））について

梨本会長 それでは議事を進めていきたいと思っております。議題の（2）に移ります。
みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する計画（第3次））について、最終案の検討が今日の課題になります。
私達の任期が1月から始まっておりますが、昨年12月までの前の任期の中で議論してきたものでした。具体的には11月13日に協議会が開催され、そこで議論してきたのと、11月19日から12月18日までパブリックコメントを実施したということで、協議会等での意見を踏まえて今日の資料を御用意いただきました。引き続き議論をしていきたいと思っております。まず事務局から説明をお願いします。

事 務 局 事務局の共同参画社会推進課の松原と申します。どうぞよろしくお願い致します。
それでは、みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年健全な育成に関する基本計画（第3次））の最終案について御説明いたします。
はじめに、机上配付させていただいております、資料1-3の差し替えというワンペーパーがございます。こちら、事前に郵送しておりました資料1-3の18ページの図19に誤りがございましたので、差し替えを配布しております。
それでは、計画の策定につきまして説明させていただきます。
先ほど梨本会長からもお話がありましたが、11月に第2回青少年問題協議会を開催いたしまして、委員の皆様にご審議をいただきました。その後、12月議会に中間案を報告するとともに、パブリックコメントを実施したところがございます。パブリックコメントを実施した結果、県民の皆様からの御意見は、今回はございませんでした。
なお、本日ご提示しております最終案につきましては、前回の協議会の委員の皆様のご意見を踏まえ、変更しております。また、関係各課との調整や文言等の整理も行っております。
本日は、前回からの主な変更点について御説明いたします。

資料1-1を御覧ください。A3版の資料になります。

こちらが計画の概要版になります。本計画は「みやぎの子ども・若者の現在（いま）と未来を応援します。」を基本理念とし、基本理念に基づき、4つの基本的方向、その下に7つの基本施策、さらにその下に11取組といった施策体系といたします。また、今後5年間で特に力を入れて取り組んでいく項目を、基本的方向ごとに設け、4つの重点を設けているところがございます。

続きまして資料1-2を御覧ください。

こちらは、前回いただきました、本協議会で委員の皆様からいただいたご御意見等の一覧でございます。

計画本文に係る意見を1ページに記載しておりますので、資料1-3、計画最終案とあわせてご御覧いただければと思います。

主な御意見を説明いたします。

資料1-2の番号6から8は、資料1-3の4ページにあります重点項目が、「2 子供、若者の多様な居場所の確保」についてでございます。

変更箇所については、網掛けで示しております。

前回本協議会で、子供、若者が安心して過ごせる学校内外の居場所を作るべきや、社会的自立に向けた支援が必要との御意見をいただきましたので、当初11月の協議会のときは、居場所の利用促進という記載になっていたところを、居場所の確保に変えております。また、学校外の場所から、学校内外の場所へ変更するとともに、様々な困難を抱える子供、若者の社会的に自立に向けた支援について、追記を行いました。他にも委員の皆様からいただいた御意見につきましては、ほぼ計画本文へ反映いたしました。

次に、資料1-2の2ページと資料1-5主要指標の一覧表を御覧ください。主な御意見として、資料1-2の番号1, 2については、「いじめの解消率」について、指標として適していないとの御意見をいただき、関係課と検討を行い、主要指標としないことといたしました。また、資料1-2の番号7の指標番号⑰ 10日以上授業を公開している学校の割合については、地域の方が学校に来なければ繋がりが持てないとの御意見を踏まえ、ネットワークづくりの新たな指標として、資料1-5の⑱ 地域学校協働推進本部設置市町村数を設けることで調整しているところがございます。

続きまして、資料1-2の3ページと資料1-6の県民向けリーフレット作成方針をご覧ください。本計画につきましては、子供、若者に広くPRするため、リーフレットを作成することとしております。主な意見として、資料1-2の番号2から4にありますように、デザインや書きぶりがわかりにくいとの御意見をいただきました。デザインにつきましては、印刷業者等と相談し、わかりやすいデザインにいたしますので、デザイン案ができ次第、委員の皆様にご提示させていただければと思います。なお、掲載する内容につきましては、資料1-6の1から4について、子供視点で要点をまとめる形で掲載したいと思っております。

最後に、資料1-4を御覧ください。本計画の施策体制、事業構成になります。こちらの事業構成については、計画本体に掲載する予定はありませんが、計画策定と計画の進行管理をしていく際に、実施状況を把握していくこととしております。また、来年度以降の事業については、今後決まることから、事業名や事業数に変更が生じる場合がございます。

説明は以上になります。

前回の主な変更点について説明いたしました。その他にも、表現の修正等を行っておりますが、詳細な部分につきましては、省略させていただきます。

なお、御提示している計画の最終案につきましては、来月開催される2月議会に提案することとしており、本日当協議会で御審議いただき、その後答申をいただくこととなります。

どうぞよろしくお願いいたします。

梨本会長 ありがとうございました。

パブリックコメントで御意見がなかったということは非常に残念だと思いますが、広く県民の皆さんに関心を持って頂くようにしていただきたいと思います。あるいは関心はあるけれども、資料が多岐にわたり読みにくいということもあるので、理解がしやすいような形で示していかないとなかなかコメントも出てこないのかと思います。

今、説明いただいたように資料1-3のみやぎ子ども・若者育成支援計画の最終案を決定することが、1番大事な課題です。

これは、昨年までの前の任期の委員で議論してきたものですし、事務局から説明があったように2月の議会に提出すると言うことで期限がはっきりしていますので、今から大きな変更を加えるということは難しいようです。基本的には今の枠組みの中での細かい修正を行うということだと思います。

ただ、委員が交代して、新たな委員もおりますので違った視点で見たときに気づいたことをぜひ新任の委員にも御意見をいただきたいと思います。

御意見、御質問はありますでしょうか。

伊藤委員 膨大な資料を最終案としてまとめていただいたことに感謝申し上げます。そして隔々まで心をかけて作成したのだと分かります。

ただ、1点だけ、今の社会ですがコロナ禍だと思います。その社会を生きている子供達、若者達は不安の中にいます。ストレスもだいぶ高くなってきています。そのようなことで様々な現状が起きてきています。家庭も同じです。そういったことを考えると、東日本大震災を経験した子ども・若者その家族への支援だけではなくて、コロナ社会を生きる子供達、若者達を支援するというのもあって良いのではないのでしょうか。例えば大学生達も大学では自由に学べない、ということもあると思います。家庭も苦しくなっていて、社会が生活しづらくなっていると思います。そういう子供達のケアもどこかに取り上げられれば良いと思います。

梨本会長 ありがとうございます。

非常に大事な視点だと思います。新型コロナウイルス感染症の影響については、資料1-3の2ページの社会的背景の1点目に記載されています。このあたりの書き方をどうするのか、今の御指摘を受けてもう少し書き込むことができるのかという手直しもあるでしょうし、計画の概要で今のことをもう少し強調することもできるのでしょうか。いくつか対応の仕方があると思いますが、事務局としていかがでしょうか。

事務局 新型コロナウイルス感染症について、ただ今御意見をいただきましたが、資料1-3の2ページには記載しておりますが、新しい事象であったため、なかなか計画に反映しにくいものでした。そういったこともあって、どこまで書き込むのかということをかなり考えました。実際の事業施策の中で対応していくということで見たいと思います。

梨本会長 伊藤委員の御意見をまた確認したいと思いますが、今回単に感染しないように防止策を講じるだけという問題でもなく、子供達、若者達の学ぶ環境も変わる、働いている環境も変わるといった若者の就労環境も変わっています。社会の仕組みもいろんなところで変わっており、子供達、若者達の生活にも影響が出ています。そのような中での子供、若者の施策なのだ考えるとそのあたりの説明もどういった形で示していくのかということも検討の余地があると思います。時間のない中で何が出来るのかということでもあると思います。

具体的にここをこのように変更したらいいのではないかとすることはありますか。伊藤委員、今の説明を受けて何か御意見がありますでしょうか。

伊藤委員 資料1-3を読み込みまして、基本的方針の2の中での取組7の中にとしましたが、難しいですね。東日本大震災とコロナについて入れようと思うと、やはり難しいです。今、真っ只中なので入れることが良いとも言えないかもしれないですね。資料1-3で触れているので、網羅されているよと見れば良いと思いますので、説明の仕方を工夫していただきたいです。

梨本会長 具体的な取組との結び付きになると思います。実際の事業として対応するのか、背景の書きぶりを変更するのかということだと思います。

他の委員からも今のところで何かありますでしょうか。

事務局 資料1-3の2ページのところで「新型コロナウイルス感染症は、子ども・若者にも深刻な影響を及ぼしていることから、社会の変化を捉えた適切な施策を推進していきます。」と謳っていますので、この計画はそのようなことも考えていると御理解いただきたいと思いをします。

梨本会長 基本的には含まれているということと、ただもう少し力を入れて掘り下げていけるかということも可能であれば検討するということでしょうか。
今の点で他の委員の皆様はいかがでしょう。

各委員 (意見なし)

梨本会長 では他の点でいかがでしょうか。

佐々木(奈)委員 できれば結構ですが、資料1-3の7ページですが、現状と課題の菱形の1番下の2行目「外国のことをもっと知りたいと考えている児童生徒は全国よりも少ない状況にあります。」となっていますが、その数値を載せておくと分かりやすいと思います。図4の次などに入れていただくといいと思いました。

梨本会長 ありがとうございます。とても丁寧に見ていただいております。
データがありましたら、入れていただくということでもよろしいでしょうか。

事務局 承知しました。

梨本会長 新任の委員の皆様も遠慮せずに、御意見をお願いします。こんな見方もできるといったことでも結構ですし、理解しにくいなど感じたことなど御指摘でも結構です。

梨本会長 では私からよろしいでしょうか。資料1-5までは年末までの会議でも議論してきましたので、分かっているつもりですが、資料1-6については難しいのかなと思いました。
県民向けリーフレットについては、先ほどの議会にかけるというスケジュールよりも少し余裕があって、新年度に入っても多少調整可能だと思いますので、意見を申し上げたいと思います。計画の趣旨や施策を子供視点で分かりやすく記載するとなっていますが、漢字に振り仮名を振ってと記載もあるので小学生にもわかるようなものにするのかとも思いますが、そういった配慮はもちろん必要ですが、個人的にはどの立場から議論するのかということをもう一回考えたいと思います。

大人の考えで子供や若者のためにこれが必要だ、これが大事だと思って、全て大人側の思いというもので示していくというのは無意味ではなく、必要なこともありますが、それが本当に子供や若者といった当事者に思いであったり、必要性がマッチしているのか、一致しているのかということ問い直していく必要があるのかなと思っています。この計画の5年前には若者に計画策定のプロセスに入っていたのですが、今回はコロナの影響でなくなっています。子供や若者についての計画を作っていく中で、当事者達の意見をもっと早い段階できちんと入れていくべきではないかと個人的に考えています。大人側、行政側が頑張ることも大事ですが、子供や若者がどう考えているのかということを確認していくということがもう少しどうにかならないかなと思います。スケジュールに余裕があれば検討していただきたいと思いをします。

事務局 大変貴重な御意見と思っております。計画が出来上がった後でもこの計画をどう思うのかという意見を聴取することはとても重要だと思います。そのようなことが出来るのか方法を考えて、リーフレットを作成できればと良いと思いますので努力いたします。

梨本会長 可能な範囲で対処をお願いします。
今の点について、他の委員からも何かありますでしょうか。

伊勢委員 計画を作るにあたって、意見を言うだけ、事務局の皆さんが分かりやすい言葉にまとめ

ていただいて、とても分かりやすく、見やすいものになったと思います。ありがとうございます。

とはいえ、今、会長がおっしゃったようにこれを誰に向けたのかということが1番で、作って終わりではないと思います。文字にして終わりでもなくて、動かして実際に本当に困っている子供、若者当事者に届けるし、さらにそこに対応している行政機関の皆さんや私達のようなNPOだったり、様々な立場の機関の方達が努力をして、子供達、若者の健全育成を心から願っているわけなので、本当に困っている当事者とそこに关わる人達がどこにアプローチすれば私達が助けたい、救いたいと思っている子供達を救えるのかという情報を届けたいなと心から思っています。そういったところで誰目線で書くのかということも大事ですが、子供達自身が計画を見るのかと考えると疑問で、時代の流れもありますし、紙媒体で子供や若者がこのようなリーフレットを見るのかといたら、私は見ないと思います。今だったらSNSであったり、本当に困難を抱えていると文章そのものを読解する力が付いていなかったり、連絡する手段がなかったりというのが実態だと思います。そうなったときにその周りにいる方達に向けて発信する、結局、子供が問題を抱えているのは、大人側の問題の裏返しなので、その大人側の一生懸命関わろうとしている人達にアプローチすれば、少しヒントになったり、解決に結び付くんだよというメッセージ性を持たせて、このようなリーフレットを配布出来たらいいと思いますし、紙媒体だけではなくて、今の時代にあった配信の方法を出来たらいいと思いました。

あと、もう1点いいでしょうか。

資料1-5の指標の中で新たに入れるとなっています「地域学校協働本部設置市町村数」がありますが、1点伺いたいのが、地域全体で子供達を育てるとなると、学校区や地区単位で、どれくらいそのような体制が整っているのかということだと思いますが、出ている指標では市町村数になっていて、市町村によってもかなり数字にばらつきがあります。小さな町では1つ設置しているだけで100%となっていますし、合併した市では何十校とあって、1校でも設置していれば100%になってしまう、それでいいのかと思います。今後5年間の指標としてはいかがなのかなと思いました。調整中となっていますので、検討いただければと思います。

梨本会長 ありがとうございます。最初の点については、資料1-1の概要版へのリンクをSNSで発信するという事だと思いますので、技術的には可能だと思います。問題は計画そのものの見方、組み立て方に関わるので簡単ではないと思いますので可能な範囲でお願いしたいと思います。

後の点については、たしかにそうだと思います。地域学校協働本部について、地域によっても違いがあると思いますが基本的には小学校区、中学校区ぐらいの単位で本部を作ることが多いと思うので、そうすると市町村の中にいくつか学校があって、1つの学区には本部が設置されているけどもほかではぜんぜん設置させていないということもあります。どのような単位で見ていくのかということはいくつかのパターンがあると思います。そのあたりは担当課の御意見はいかがでしょうか。

嘉藤生涯学習課長 生涯学習課の嘉藤でございます。

地域学校協働本部の設置数でみますと一部の小中学校にしか設置されていなくとも、1とカウントできるという問題がありまして、現在ですとだいたい50%超えるぐらいの学校レベルのカバー率となっております。令和7年度の目標とした場合にどこまで上げていくことができるのかという数字を少し調整したいと思っております。ほかのビジョンとの兼ね合いもあります。そちらは市町村数を使っていますので、調整を行いたいと考えておりますが、カバー数でも数値は出せると思います。

梨本会長 ありがとうございます。
伊勢委員大丈夫でしょうか。

伊勢委員 はい。ありがとうございます。

梨本会長 指標の話ですと、「いじめの解消率」が前回の会議では非常に議論になりました。「い

じめの解消率」は指標としては好ましくないということになりましたので、除いていただきました。ただ除いたからと言って他に適切な指標がないのかという疑問もあります。

藤田委員はいかがでしょうか。この対応について何かありますか。

藤田委員 「いじめ解消率」が指標からなくなったことは非常に良いことだと思っております。確かに他に替わる指標があればいいとは思いますが、そこはなかなか難しいのかなとも思っております。それこそ解消率のように指標を作ってしまうことによって、現場では弊害に繋がってしまうということもありますので、この計画の指標のために皆が頑張るということは難しいと思います。いじめだけに限らず、計画をまとめていただいて、大切なことが入っているので実行できればいいと思いますが、あとは5年間で実際にどうしていくのかということが大事になってくると思っております。その際に、県が作成する計画なので、指標を設けたり、数値があるのは当然だと思いますが、実際やっていく中で数値の獲得だけが目的にならないようにと言いますか、コロナのこともありますし、5年間で変更が必要になったりということが出てくると思いますので、設定目標だけではなくて、そのやっていく中で柔軟性も必要なんだろうと個人的には思っております。

今から記載して欲しいということではないですが、この支援計画の中でも現状、課題が書いてあって、この項目が低いので頑張っ対策したいということが書いてありますが、実際に取り組んでいく中では現状が低いというだけではなくて、なぜ低いのかということが非常に大事になってきます。この計画の中で現状が高い、低いのがこういう理由があるからと書いてくれという訳ではないですが、この計画に基づいて実行していく中では、現状・課題・目標だけではなく、現状の分析が非常に大事になると思いますので、そういったことをしていく中で主要指標としてこういったものがあるといいのではないかとということが実行しながら見えてきたり、この指標はもっと高い目標でいいのではないかなど、やっていく中で分析しながら指標や数値を柔軟に場合によっては変更していくといいのではないかと思います。抽象的な意見になってしまいましたが、以上になります。

梨本会長 ありがとうございます。

計画の中で指標の扱い方、位置付け方について基本的な考え方をお示ししていただいたと思います。私も事業評価や政策評価に関わっておりますが、単に目標数値を達成したで終わりではなくて、数値の上では達成していてもまだまだ背景に課題を抱えているケースもありますし、逆に数値の上では目標値を達成していなくとも、取組としては非常に優れていたり、成果が少しずつ表れていたりということがあるので、あまり数値だけに踊らされずにその背景をきちんと見ていただくということをその際にお願ひしたいと思ひます。また、県内全域といっても地域ごとに異なっているのひ、ある地域では達成してひ素晴らしい成果が上っていることひあれば、違ひう地域では非常に深刻な状況になっていることひもあり得るので、そういう意味でも指標の扱いに今のような配慮をお願ひしたいと思ひます。

その他について、委員の皆様からお願ひいたします。

小関委員 最終案として分かりやすくまとめていただき、ありがとうございます。1点だけですが、資料1-5の指標の一覧がありますが、この中で困難を有する子ども・若者への支援の中に「⑩学校内外の学びの場において支援を受けている児童生徒の割合」が指標となっておりますが、これは今でいう適応指導教室等に繋がった指標、ということになりますでしょうか。

希望としてですが、今回の重点項目に「多様な居場所の確保」が加わったことで、子どもたちの未来を一緒に考える多様な居場所があり、そこと繋がって前向きに一步を踏み出した指標、のような形で捉え、見せていただけるといいなと思ひました。

梨本会長 ありがとうございます。

不登校になった児童生徒への支援ができてひるかできてひないかというひでしょうか。そのあたり担当課のほうから今ひ点について具体的に決まっていることひあればお願ひします。

義務教育課 教育庁義務教育課でございます。

今、梨本会長からあったように、不登校児童生徒のうち在席学級以外で教育機会を確保した割合であります。いわゆる教育機会確保法の趣旨に沿って、社会的自立を目指しているかなる場を確保したかということです。どのような教育機会かということで、調査では例として校内での別室での学習、その他に、けやき教室、みやぎ子どもの心のケアハウス、フリースクール等の民間施設、訪問指導員による家庭訪問など幅広にお示して調査を行っております。今年度の県独自調査「宮城県長期欠席状況調査」の結果を基に目標値の検討を行っております。

梨本会長 御対応お願いいたします。
ほかによろしいでしょうか。

伊勢委員 指標の一覧表があつて、それ全体を包み込む宮城県の子供や若者の課題の大きな指標みたいなのところなどがどこかで示されているのかなと思いました。全国的に見て、宮城県の子供、若者の課題となると不登校の問題や自死の問題という大きな問題があります。あと学力の問題もありますが、こういったことをやることによって、それぞれの担当部局で努力をして、様々取り組んだ結果、宮城県の不登校出現率が今ワーストと言われてはいますが、その率が下がるというような大きな指標みたいなものが何か他のところでは出されているのか、それとも目指しているのか、計画に入れる必要はないと思いますが、関わる私達がわかりやすい数値的目標があつて、計画の事業を行ったことによって、不登校出現率が低下するなどといった大きな目標というのがあるといいのかなと思いました。

梨本会長 大きな目標というもののイメージが難しいのですが、私としては、5年前と今とでどう変わったというような数値だけ見るのではなくて、例えば10年とか場合によってはより長い期間見る必要があると思っておりますがそういったことでしょうか。事務局からお願いします。

事務局 宮城県の1番大きい上位の計画で先日策定された「新・宮城の将来ビジョン」という10年間の長期総合計画には、教育分野や子育て分野など全てが網羅されております。その計画にも指標がありますので、そこで長期的に見ていけるものですし、政策・施策評価も行ってあります。より緻密に行っていますので、そちらのほうで御覧いただければと思います。

伊勢委員 こちらの計画と繋がっていると考えていいのでしょうか。

事務局 繋がっております。

梨本会長 県全体の計画があつて、こちらの計画は子供、若者分野の個別計画という関わりがあるといったことですね。

では、議題の(2)については、ここまでとさせていただきます。様々な意見も出しましたが、文言の調整やグラフについてはこれから作業していただいて、細かい修正が必要になった場合は、私と事務局に一任していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

梨本会長 では、概ね原案のとおり議会に提出することとしたいと思います。
ありがとうございました。

(3) 令和元年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況について

梨本会長 それでは、議題「(3) 令和元年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況について」に移りたいと思います。

例年だとこの項目だけで会議にかけて議論するところですが、今回は短時間でということになります。では事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料 2-1「令和元年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況」(案)を御覧ください。

1 ページをお開きください。

この報告書は、県の青少年健全育成条例第 13 条の規定により、県が毎年度、実施した施策の内容をとりまとめ、報告書として作成するものであり、内容は、資料 2-3「青少年の健全な育成に関する基本計画」(緑の冊子)を元に、令和元年度における主要指標事業の達成状況や県の青少年関連事業について掲載しております。その公表に当たっては、本日の青少年問題協議会で御意見をいただいた上で、行うこととしております。

2 ページから 3 ページには、第二次計画についての説明となります。計画の詳細については、緑色の冊子に掲載しておりますが、概要は資料 2-2 (A3 版)にまとめてございます。

4 ページを御覧ください。ここから 7 ページまで「1 青少年を取り巻く社会環境の変化」について、8 ページから 14 ページまで「2 青少年の現状」について、関連する統計数値を掲載しております。項目によっては、全国の数値のみのものが、ございますが、御了承いただきたいと思います。

青少年を取り巻く社会環境の変化の主なものについては、少子化やインターネット社会の進展、雇用環境は完全失業率が低下傾向となっております。また、主な青少年の現状については、ひきこもり・児童虐待の相談件数の増加や小学校・中学校の不登校出現率の高水準などとなっております。

次に 17 ページを御覧ください。第 2 次計画の主要指標について、御説明いたします。

指標の設定につきましては、様々な事業の中から、一定期間の進捗を図るものとして、第二次計画を策定した際に、ご覧の指標を設定しております。指標によっては、目標値を既に達成したものや状況が変化したものもございますが、令和 2 年度までの計画期間において、継続的にこの指標で進行管理を進めて参ります。

17 ページの一覧表では、前年度(30 年度実績)と比較し、令和 2 年度の目標値に近づいたものは、進捗度の欄が◎、30 年度と比較し変化がないものは横向きの→、目標値から遠ざかったものについては下向き→で表しております。なお、目標値を達成したものについては、網掛けをしております。

柱ごとに指標の目標値に対する進捗状況等について、主なものを説明させていただきます。

表の左から 2 つ目の欄にあります「柱Ⅰ すべての青少年の健やかな成長を支援する」の項目では、主要指標番号 1 から 13 までになります。前年度より目標値に近づいた指標は 2 つです。また、指標 4「授業が分かると思えた児童生徒の割合」などのように、目標を達成しているものは 4 指標あります。

なお、指標 8「小・中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の開催率」につきましては、例年開催してきた講習会が、文部科学省委託事業に該当しなかったため、予算が確保できず開催できなかったことから、令和元年度の数値を記載しておりません。

次に「柱Ⅱ 困難を有する青少年やその家族を支援する」の項目では、主要指標番号 14 から 18 までの 5 項目となります。前年度より目標値に近づいた指標は 2 つです。また、指標 18「児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したと答える学校の割合」については、小・中学校ともに目標を達成しております。

一方で、指標 14「不登校児童生徒の在籍者比率(出現率)」については、小・中学校ともに前年度より増加しており、目標値より遠ざかっております。

なお、再登校率については、令和元年度調査から公表していないことから、数値を記載しておりません。

最後の「柱Ⅲ 青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する」の項目では、主要指標番号 19 から 27 までの 9 項目となります。前年度より目標値に近づいた指標は 2 つです。また、指標 21「青少年育成推進指導員の研修参加率」については、

前年度より17.7%増加し、目標値を達成しています。

以上のとおり、柱ⅠからⅢまでの27の主要指標のうち、12指標(44.4%)で上昇が見られ、うち6指標(22.2%)で目標値が達成されました。

なお、18ページから32ページまでは、17ページの主要指標の個別の状況について、番号順にそれぞれ掲載しております。

説明は以上でございます。

梨本会長 ただ今の事務局からの説明に対して、御質問や御意見があればお願いします。

令和元年度の実績報告ということで、昨年度の末から新型コロナウイルス感染症の影響が出ているデータもあれば、そうではないデータもあります。1年後のデータであればもっと影響が出てきていると思います。そのあたりも踏まえて、あまり数値の表面的な上がった、下がったということではなくて、その背景にあるものを丁寧に見ていただきたいと思います。非常に多くの資料を読み込まなくてはいけない訳ですが、全体像ということは難しくても、それぞれの委員の担当領域と言いますか、専門領域の中で気になったところで構いませんので、何かありますでしょうか。

新規の委員の方で何かわからないことがあれば、質問でも構いません。新任の委員の皆様いかがですか。

佐々木(伸)委員 令和元年度の実施状況については、正直第3次案を見てきていたので、全て見る事が出来ておりませんでした。大河原町はここ3年ほど、子供達に自己肯定感を作らせようと取組を行っております。そういった中でコロナ禍での経済格差など様々な問題が生じているようです。家庭では、父親が居る時間が多くなり、家庭内不和が多くなり、父親と母親の口喧嘩を子供が聞いていたり、様々なことが耳に入ってしまう環境になっています。うちにはお金がないと少年団に入った子供達がジャンパーなどを買えないと言ったり、体調面を理由にして辞める子供もいるようです。やりたいことをやれない状況にある子供もおります。そういったことに援助できる制度がなく、監督やコーチが買ってあげているようなこともあります。そういったことをフォローする方法がないのかなと思います。各課の施策で対応できるようにしていただきたいです。また、自己肯定感を養うほかに、他人を非難することなく、他人を認めるといったことも進めているようです。ここ数年で成果が出ていますが、20年以上かかって成果が出てきています。私の子供がいたところは学級崩壊が県内で初めて起こったとして有名になってしまいました。大河原中学校も荒れてひどい状況になりましたが、平成10年あたりから良くなってきました。今は伝統文化の継承活動等も行っています。子供達が自信を持てるような活動を行っています。そういったことを県でも支援していただけるといいのかなと思っています。

梨本会長 ありがとうございます。

自己肯定感は難しいテーマですが、子供同士の人間関係だけではなくて、学校や家庭の中での家族あるいは教員との役割も重要ですし、地域の中での大人との関わりということもありますが、財政的な支援も必要だと思いますので、計画の中で少しでも手厚くできるのか引き続き県庁で検討していただきたいと思います。

羽田委員 来年度高校生と中学生の予定の母親としては、自分の娘が健全に育っているのかなと思いつながら拝読させていただきました。

専門に係るところで申し上げますと、里親についてですが、指標の17のところでは震災による親族里親率を除いた、震災関連児童を除いたかたちで目標を検討しているところは極めて妥当だと思います。震災孤児の場合は親族里親制度の運用が特別扱いになっており、里親認定が容易に得られ、里親による養育が非常にしやすいです。他方、震災孤児以外の運用はそのように改められてはおりません。親族里親制度の利用は非常に認められにくいままとなっております。したがって、里親委託率を上げるためには、国政レベルの考え方の変更が必要だということ以外に、里親委託を進めるその他の取組が重要になっているのではないかと思います。私からは以上になります。

梨本会長 ありがとうございます。

里親等委託率については、目標値に順調に近づいていることがわかります。

最初におっしゃった、健全な育成や健全な成長って何なのかって非常に難しいことで、当たり前と思っただけではいけないのかもしれませんが。個人的な価値観も多様になっており、分野や領域によってもとらえ方が多様ですので、計画策定の際に何が健全で何が健全ではないと言うのかということももっと丁寧に議論してもいいと思いました。

藤石委員 今日朝に知り合いから電話があり、明らかに虐待を受けているのに、傷跡がないだけで児童相談所は見に行かなかった、そのまま年を明けてしまいその後が全くわからなくなってしまったという内容でした。子供達に関わる中で、子供達に向けて何かを発信するのではなくて、子供達に関わる保護者や大人にいかに関係を築いて、いかに支援が出来るのかというところが、子供達の健全で健やかな生活に結び付くと思っています。里親委託の件に関しても里親に委託された子供達が里親から出た後のことは、どうなっているのかということが実は問題になっております。里親から出た子供達は自分が社会福祉協議会から貸付を受けたこともわからないまま出てしまうので、何でお金を借りたのか？といったこともあります。私達が支援している子供達は私達が書類を見てあげることが出来るので良いですが、それ以外の子供達は一体この先どうするのだろうと課題と思っています。

梨本会長 ありがとうございます。

改めて感じたのは、この計画であれば5年間に渡って進捗状況を報告していただいているのですが、そのくらいの短期間では結果が見えない、子供達は私達より遙かに長くこれから生きていくわけですから、子供、若者に対して、どのような取組が有効なのか、適切なのか見ていく中でもっと長いスパンで、もっと多面的に見ていかないと見えないところがあるなと思います。当たり前ですが、そのあたりを意識しながら議論していく必要があると思います。

今、出た御意見やその他のことについて、御質問や御意見はありますでしょうか。

佐々木(友)委員 資料17ページと資料1-5を用いて話をさせていただきます。私自身が感じていることになりまして、話を聞いて、改善していただければいいと思います。17ページですと困難を有する青少年やその家族を支援するということですが、18番「児童生徒会活動を通じていじめの問題を考えさせたり、生徒同士の仲間作りを考えさせたりした学校の割合」とありますが、これは児童会活動や生徒会活動となると思いますが、人を思いやる心っていうのは、これは学校現場において大切だと思います。それは他者を思いやる心になる訳です。不登校やひきこもりの抑止の1つになると考えます。そうなった時にまずこの文言の中で児童生徒会の活動を通して、児童同士という小学生、生徒同士でいくと中学生になると思いますが、その数値目標が令和7年度、60%と80%でいいのかなと思いました。もう少し高く設定してもいいのではないのでしょうか。ただ、学校によっては、児童数や生徒数によって、なかなか一堂に会することが難しいこともあります。コロナ禍を除いてもです。児童会や生徒会から働き掛けて、学年集会や道徳の教科において、全校で行いましょうなど様々な考え方が出来ると思います。そう考えたときに、その根底となる思いやりの部分の数値が60%でいいのかなという疑問を持ちました。ある種、高い数値目標を掲げて、そこを目指して欲しい、県として子供のどこの部分、根底となる部分を大切に取る取組なんだと働き掛けて欲しいと思いましたので、もう少し一考していただければと思います。考えて結果こうなりましたとなれば、私は異論を唱えませんが、私の思いとしてお伝えしました。よろしく願いいたします。

梨本会長 ありがとうございます。

改めて、17ページと資料1-5を照らし合わせて見ましたが、目標値が小学校60%、中学校80%となっており、小学校は減ってきてますが、平成30年度、令和元年度共に60%を超えています。ただ、令和7年度の次の計画の目標数値が現行計画と同じになっていて、もう少し頑張って目標値を上げてもいいのではないかと疑問はあります。今の点について、担当課からいかがでしょうか。

義務教育課 検討させていただきます。

梨本会長 では、第3次の目標値について、御検討いただくようにお願いします。

伊藤委員 ただ今の件ですが、本当に大事なことだと思います。これが小学校、中学校と書いてありますが、高校はどうなっているのでしょうか。私も高校教育現場にありますが、高校生のいじめは陰湿になっています。小学生や中学生はまだ見えますが、高校生はネット関係になっていて、これを追跡することは教育現場ではなかなか出来にくく、インターネット環境でも追跡するという技法を教えてください、やっておりますが、大変難しいものです。子ども・若者という言葉が出てきていますが、その若者という思春期と青年期に入る境界線に18歳がいます。そのところを学びの大事なところになります。そういった意味では学校だけで執り行うことは難しくなっています。学警連などの関係機関の連携も必要だと思います。それから、苦しんでいる子供達がどこにどうやって発信すれば助けてもらえるよ、支援してもらえるよ、そういったことが子供達の胸に留まるような掲示を、そういうものを私も意識して学内に掲示するようにしました。そういった取組をしたところ、それを見て、子供達が発信するというケースが複数件ありました。子供は苦しんでいます。でもその苦しみを親にも伝えられない、学校に話せば親に必ず言う、でも親も大変だから親には言わないで欲しい、でも助けて欲しいと法務局に子供が電話をして、係官の方が学校に訪問してくれました。それで初めて、その子供の心の痛みがわかりました。そこから学校が動き出しました。保護者とも連携が取れました。この計画が子供達にきちんと見える化してあげることが必要だと思います。例えば家庭の中で虐待を受けている子供が児童相談所に連絡を入れたことで、学校と児童相談所と連携が取れたというケースもありました。一時保護された中で、親子の関係を再構築出来たこともありました。これを作ったら、子供達に見える化をして、活用してもらうことで子供達の問題が解決していくと思います。

梨本会長 ありがとうございます。

いじめの問題への対応というか、人間関係の良好な構築のようなことは学校だけで行っているのではなくて、電話相談であったり、メールやネットでの相談であったり、様々な力を借りて少しでも対処していくことだと思います。学校の中のことに絞ったとしても、単に児童会や生徒会だけではなくて、むしろ教員、スクールカウンセラーであったり様々な形で対応しているものを見ていかななくてはならないと思います。指標18だけを見ても対応策の全体を見ていることにはならないので、繰り返し申し上げているように、指標のいくつかは数値がどうなったというように見るのではなくて、背景にある様々なことを丁寧に見ていただくことを改めてお願いしたいと思いました。

関連して、他の委員の方からいかがでしょうか。

舘田委員 舘田でございます。

伊藤委員から見える化という話がありましたが、今、デジタルネイティブと言われる子供が多くなってきています。テレビを見ていて、政府のコロナ対策の尾身会長だっと思いましたが、若い人達が三密という言葉すら知らないことに衝撃を受けたとおっしゃっていました。テレビも見ない、新聞も読まない、そうすると一生懸命に今までの大人の感覚で宣伝していますと言っても伝わらず、ジェネレーションギャップがどんどん大きくなり分断にさえ繋がってしまうような気がします。デジタル庁が出来て、村井知事もデジタル化宣言もしていますが、デジタル化はどうしても避けられません。むしろ積極的にデジタルも怖がらずに使っていかないといけないと思います。そこには情報格差や貧困の問題があるので、デジタルだけでやってはいけません。デジタルでないと伝わらない人達もいるので、青少年を対象にするところは行政の方々にも頑張ってもらってチャレンジしていただくことも必要だと思いました。デジタルだけではなくて、人と一緒に使っていき、人に寄り添ってデジタルを使っていくことが必要です。例えば、今メンタルやうつ等の相談とか、子育て支援のためのツールがたくさん出てきていて、それを使えないという方もいますが、サポートしている方と一緒に使うと効率的になる部分もあります。ぜひ施策を考える時にデジタルという選択肢も考えていただきたいと思いました。

梨本会長 ありがとうございます。

今、ありましたようにネットリアルかということではなくて、結び付いて使っていくということだと思います。日常生活もそうですし、学校の学びもそうですし、ビジネスもそうです。そういったことに対応する課題にどう取り組んでいくのかということを重視していただきたいです。

資料1-6の県民向けリーフレットに戻りますが、QRコードを設けたり、伊藤委員から御指摘のあったような相談窓口もきちんと示すことですが、ツールの問題もそうですが、単なる表面的な手法だけではなくて、もっと考え方、取り組み方自体を本質的に変えていけないといけないのかなと思います。行政の取組も今までの決まっていることを守って取り組んでいくことも大事ですが、今の時代に即した、若者達の課題も変化している中で新しいものにチャレンジ、対応していくこともぜひこの機会に取り組んでいって欲しいと一委員として思っております。

他の委員の方々はいかがでしょうか。

羽田委員 逆に言いますと、小学校、中学校、高校といった場で児童生徒に対して、様々な情報を伝えるということは非常に重要だと思います。完全なデジタルな海に放たれてしまった若者に情報伝達するのは難しいと言うのであれば、海以外にアクセスする手段を大事にしないといけないのではないかなと思います。リーフレットのたぐいも上手く学校現場で生かすですとか、学校現場での取組に実行性を持たすのであれば、児童生徒に働き掛けをするということを大切にして、そういった対策というのを、やりたいことはたくさんあると思いますが、特に精査して、整理してやっていくことが大切なこともあると思いますので、付け加えさせていただきました。

梨本会長 ありがとうございます。

今の課題について、新しい組織を作って、新しい事業を立ち上げてという話だけではなくて、今までやってきたことの妥当性、必要性とか成果を検討していくと今のような考え方になると思いますので、今までやってきた取組の意義を精査していただきたいと思いました。青少年の課題といっても様々な課題が出てきていますし、メディアの問題も1つの領域の1つの施策だけでは当然対応できるものではありませんので、行政のほうでも御検討いただくようにお願いします。

他にありますでしょうか。

各委員 (意見なし)

梨本会長 そろそろよろしいでしょうか。

では、これで令和元年度の実績報告について、協議会として認めたということでもよろしいでしょうか。県庁各課で具体的な施策に生かしていただければいいと思います。

今日の実施状況の案については、県民向けとして公表させていただきます。

事務局 資料の12ページの表1ですが、先ほど資料1-3で差し替えをお願いしますと言いました図と同じものになりまして、令和元年度の数値が間違っております。総数が4となっておりますが、総数は5になります。麻薬及び向精神薬事犯が1となります。申し訳ございませんが、修正をお願いいたします。

梨本会長 では、議題(3)はこれで終わります。

(4) その他について

梨本会長 委員の皆様や事務局から何かありますでしょうか。

各委員 (発言なし)

梨本会長 では、議題は全て終わりましたので、進行を事務局へお返しします。御協力ありがとうございました。

閉会の挨拶

佐々木次長 梨本会長，委員の皆様，長時間に渡りまして，活発な御議論をいただきまして，誠にありがとうございました。今年度は1月に委員改選をさせていただき，今年度は3回の会議を開催させていただきました。メインは次期の基本計画を策定するという事で進めさせていただきました。委員の皆様からは本当にたくさんの貴重な御意見，御提言をいただきまして，子供，若者の視点に立ちました内容を盛り込むことが出来たと考えております。今回の協議会でも御意見がありましたが，この計画は作って終わりではございません。

まさに誰に向けてのものなのか，それをどう伝えていくのか，どう実行していくのかということが問われている，1番大事な事なんだろうなと思ってございます。新しい基本計画の基本理念にあります，「みやぎの子ども・若者の現在（いま）と未来を応援します」を実現していくため来年度以降，関係各課と協力して進めていくという形になります。委員の皆様には引き続き様々な御意見をいただきながら，御支援，御協力を賜ればと思っております。本当にありがとうございました。